

メール件名：

・「ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン（R4. 8. 31）」

---

ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン

第168号 令和4年8月31日

---

## 1 食卓の安全・安心ニュース（第5号）を発行しました。

---

県では、食品のリスク対策に役立つ情報の提供のため、「食卓の安全・安心ニュース」を作成しています。

今回は、「食品の期限表示について知ろう！」というテーマでお送りします。

加工食品には食品の期限を表示することが義務付けられており、「消費期限」か「賞味期限」のどちらかが表示されています。「消費期限」は、安全に食べることができる期限であり、期限を過ぎた食品は安全性を欠くことがあるため、食べないようにしてください。一方、「賞味期限」は、おいしく食べることができる期限であり、期限を過ぎた食品であっても、すぐに食べられなくなるわけではありません。また、「消費期限」も「賞味期限」も、表示されている方法で保存した場合の期限であるため、表示を確認して適切に保存することが重要です。

消費期限と賞味期限の違いや、期限表示のルールについて、博士とQ子の会話形式でわかりやすくまとめておりますので、ぜひご覧ください。

◆食卓の安全・安心ニュース(第5号)は岐阜県ホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/315257.pdf>

◆食卓の安全・安心ニュースのバックナンバーはこちら

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7309.html>

## 2 令和3年度「食品表示適正化強化月間」の結果をお知らせします。

---

県では食品表示の適正化を図るため、7月と12月の2カ月を食品表示適正化強化月間と定め、食品表示関係法令に基づき、関係する各行政機関と連携して食品表示の監視等の強化に努めました。

令和3年度は、関係機関が合同で食品表示の監視指導を実施する合同監視では、387回の立入検査を実施し、17,502品目について食品表示の監視を行いました。その結果、延べ363品目の不適正表示を発見し、適正表示を指導しました。

その他、各法令担当者による監視を合わせると、延べ1,428回の立入検査を実施し、20,005品目の表示を確認しました。その結果、延べ443品目について不適正表示を発見し、適正表示を指導しました。

詳しい結果については、下記リンクをご参照ください。

◆令和3年度「食品表示適正化強化月間」の結果(岐阜県ホームページ)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/314645.pdf>

◆食品表示適正化強化月間(岐阜県ホームページ)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2124.html>

---

○添付ファイル（PDF）を開くには AcrobatReader が必要です  
お持ちでない場合は、以下よりダウンロードしてください。

<http://www.adobe.com/jp/products/acrobat/readstep2.html>

○メールマガジンのバックナンバーはこちら

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1364.html>

○配信中止・配信先変更

<mailto:c11222@pref.gifu.lg.jp> までお知らせください。

---

---

[ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン]

編集・発行：岐阜県健康福祉部生活衛生課

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

電話：058-272-8284 FAX：058-278-2627

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

---